**平成２２年（フ）第２４１６号**
名古屋市南区桜本町141番地の１
破産者　株式会社さくらエンタープライズ
１　決定年月日　平成23年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第３１号**
滋賀県長浜市草野町46番地
破産者　中村　　勉
１　決定年月日　平成23年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

**平成２２年（フ）第５０２１号**
大阪府吹田市江坂町１丁目18番16号
破産者　アプライズ株式会社
１　決定年月日　平成23年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第９４８号**
大阪市此花区西島１丁目14番14号
破産者　株式会社エヌケーロード
１　決定年月日　平成23年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第２３０９号**
大阪市中央区本町４丁目６番８号二葉ビル２階
破産者　ビル維持・再生株式会社
１　決定年月日　平成23年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第１９５号**
兵庫県加古郡播磨町北野添２丁目22番９号
破産者　有限会社ヒムロ
１　決定年月日　平成23年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２２年（フ）第１８０号**
島根県雲南市大東町北村53番地
破産者　有限会社ＴＯＰＬＩＮＥ・ＪＯＹ
１　決定年月日　平成23年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１８１号**
島根県雲南市大東町北村53番地
破産者　宮川桂太郎
１　決定年月日　平成23年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第２号**
島根県雲南市木次町里方1072番地11
破産者　有限会社ｐｒｅｃｉｏｕｓ
１　決定年月日　平成23年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第２６号**
島根県雲南市加茂町猪尾373番地66
破産者　森加　茂喜
１　決定年月日　平成23年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第５５３号**
広島市西区草津港１丁目７番６号
破産者　朝日運送株式会社
１　決定年月日　平成23年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１１２３号**
広島市安佐北区安佐町大字久地字名原2683番地151
破産者　三川運輸株式会社
１　決定年月日　平成23年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第６７号**
香川県観音寺市豊浜町和田浜1383番地
破産者　有限会社豊浜食品
１　決定年月日　平成23年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所観音寺支部

**平成２２年（フ）第９３０号**
高知市南久万192番地１
破産者　高知日製住機株式会社
１　決定年月日　平成23年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第１０３７号**
熊本市八景水谷１丁目３番13号
破産者　有限会社鴻翔
１　決定年月日　平成23年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２１年（フ）第７３７号**
大分県竹田市久住町大字白丹7549番地
破産者　有限会社くしふるの里
１　決定年月日　平成23年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２３年（フ）第１９号**
東京都立川市曙町２丁目42番23号アーバンライフ立川805
破産者　西陣システム株式会社
１　決定年月日　平成23年７月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

**平成２２年（フ）第６００号**
岐阜市柳津町南塚１丁目86番地１
破産者　吉村　康広
１　決定年月日　平成23年７月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

**平成２２年（フ）第７８９号**
岐阜市西鶉１丁目31番地
破産者　有限会社ディスパ
１　決定年月日　平成23年７月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

**平成２３年（フ）第４５号**
名古屋市西区稲生町２―15、開始決定時の住所愛知県一宮市萩原町萩原上町87　ｓｕｎｈｏｕｓｅ162
破産者　和田　末男
１　決定年月日　平成23年７月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

**平成２１年（フ）第１５７号**
静岡市駿河区東新田１丁目14番１号
破産者　有限会社プラム企画
１　決定年月日　平成23年７月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第５５６号**
大分市大字上宗方258番地
破産者　南武コンサルタント株式会社
１　決定年月日　平成23年７月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係